

平成27年3月以降の商工業等に係る営業損害の賠償について継続的
な支援を求める意見書

国と東京電力株式会社は、昨年12月25日、福島県内の商工団体に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う商工業等に対する営業損害賠償について、本年3月以降は逸失利益の1年間分相当額を一括して賠償する素案を明らかにした。国は、あくまで素案としているものの、県内の事業者からは、被害の現状とはかけ離れているとして、多くの懸念の声が上がっている。

県内の事業者には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、地元からの避難を余儀なくされ、なれない避難先での営業活動に苦闘する事業者が多く、本市の多くの事業者も、根強く続く風評被害等のため、東日本大震災から4年が経過しようとする今もなお厳しい状況の中にある。事業者が早期に事業再建をしていくため、営業損害の賠償はその大前提となることから、被害の実情をしっかりと確認し、また、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行っていくべきである。

よって、国においては、東京電力株式会社に対し、被害者が事業を再開するなど、それぞれの将来設計が実現できるよう、商工業者や関係者等の意向を十分に反映した賠償を確実にかつ迅速に行い、今後さらに誠意をもって対応させるとともに、被害者の一日も早い事業再建のため、継続的な支援を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年2月26日

衆議院議長	町村信孝様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
経済産業大臣	宮沢洋一様
復興大臣	竹下亘様

いわき市議会議長 根本 茂